(仮称) 小田原市子育で支援センター条例等の制定について

第1 基本的事項

1 条例の制定等の目的及び背景

子育て支援センターは、「小田原市子育て支援センター事業実施要綱」に基づき、現在、市内4箇所(マロニエ、いずみ、こゆるぎ、おだぴよ)において事業を行っています。

そのうち、おだぴよ子育て支援センターは、平成32年度開業予定の小田原 駅東口お城通り広域交流施設内に移転することを予定しています。

移転に伴い、子育て支援センターの位置付けについて改めて検討する中で、「住民の利用に供される住民の福祉増進を目的とする施設」という公の施設として具体的要件を有していること、また事業を条例において定めることが、将来にわたる安定した事業の実施につながり、市民の利便性の一層の向上を図ることができると判断したことから、4箇所の子育て支援センターについて、公の施設として位置付けることとしました。

これに伴う小田原市子育て支援センター条例及び同条例施行規則の制定について意見を募集するものです。

2 小田原市子育て支援センターの概要

小田原市子育て支援センターを4箇所で公の施設として設置します。

名称	所在地	
(仮称)おだぴよ子育て支援センター	小田原市栄町一丁目1番15号	
マロニエ子育て支援センター	小田原市中里273番地の6	
	小田原市川東タウンセンターマロニエ内	
いずみ子育て支援センター	小田原市飯田岡382番地の2	
	小田原市城北タウンセンターいずみ内	
こゆるぎ子育て支援センター	小田原市羽根尾281番地の3	
	小田原市橘タウンセンターこゆるぎ内	

第2 小田原市子育て支援センター条例等の素案(骨子案)

1 小田原市子育で支援センター条例及び同条例施行規則の制定

(1) 設置の目的

小田原市子育で支援センターでは、乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場として、子育で中の親の子育でへの負担感の緩和を図ることを目的に設置することとします。

(2) 所在地

名称	所在地	
(仮称)おだぴよ子育て支援センター	小田原市栄町一丁目1番15号	
マロニエ子育て支援センター	小田原市中里273番地の6 小田原市川 東タウンセンターマロニエ内	
いずみ子育て支援センター	小田原市飯田岡382番地の2 小田原市 城北タウンセンターいずみ内	
こゆるぎ子育て支援センター	小田原市羽根尾281番地の3 小田原市 橘タウンセンターこゆるぎ内	

(3) 事業

小田原市子育て支援センターでは、育児不安等についての相談指導、子育 てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座やイベントの実施、子 育てひろばの提供及び交流の促進等を行います。

(4) 指定管理者による管理

子育て支援センターの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入し、各事業の実施等の業務を指定管理者が行います。

(5) 実施日及び実施時間

小田原市子育て支援センターの実施日及び実施時間は、次のとおりとします。なお、必要があるときは、臨時に開館時間や休館日の変更を行うことが

できるものとします。

名称	実施日	実施時間
(仮称)おだぴよ子育て支	毎月1回並びに1月1日か	午前9時から午後6時まで
援センター	ら同月3日まで及び12月	
	28日から同月31日まで	
	の日(休日を除く。以下	
	この表において「年末年	
	始」という。)を除く日	
マロニエ子育て支援セン	毎週月曜日から金曜日	午前9時から午後5時まで
ター	まで(国民の祝日に関す	
	る法律(昭和23年法律第	
	178号)に規定する休日	
	(以下この表において	
	「休日」という。)及び	
	年末年始を除く。	
いずみ子育て支援センタ	毎週火曜日から土曜日	午前9時から午後5時まで
<u> </u>	まで(休日、休日の翌日	
	及び年末年始を除く。)	
こゆるぎ子育て支援セン	毎週火曜日、木曜日及び	午前9時から午後5時まで
ター	金曜日(休日、休日の翌	
	日及び年末年始を除	
	⟨。)	

(6) 利用対象者

小田原市子育で支援センターの利用対象者は、子育で家庭の保護者及び児 童並びに子育で支援を行う者等とする。利用する際は、指定の様式に必要事 項を記入する。

(7) その他

小田原市子育て支援センターの管理に関し必要な一般的事項を定めることとします。

2 施行予定日

上記の条例等の施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内に おいて規則で定める日とします。